

## 社会統制理論と社会教育

「社会統制」的社会教育の系譜

・ 明治・大正期からの通俗教育の目的 思想善導・国民教化

『社会教育』(大正2年)吉田熊次

「即ち社会全体を教育の客体と見、社会の全体に影響を及ぼす種類の教育を社会教育と云ふのである  
～中略～社会教育となりますと、教育的動作の対称なるものは社会其のものであって、個人ではないのである」  
「社会政策」「社会技術」としての通俗教育

・ 戦後の社会統制理論

英国『A Design for Democracy』(1956)における成人教育の目的

- 1、 国家とは何か、その過去及び現在について学ぶこと
- 2、 国家への義務(国を守り、法に従い、発展させる)を学ぶこと
- 3、 国家がおかれている国際的諸条件を学ぶこと

・ 最近の事例から～祝日の制定について

「北方領土の日」(2.7)「戦没者を追悼し、平和を祈念する日」(8.15) 「みどりの日」から「昭和の日」へ  
社会教育の基本的手段のひとつである「同感」を得るための手段 社会連帯・郷土愛・愛  
国心などを培う手段として

・ 異なる立場からの社会教育目的として

大阪府枚方市教育委員会による「枚方テーゼ」(1963)

主体は市民である

国民の権利である

その本質は憲法学習である

住民自治の力となる

大衆運動の教育的側面である

民主主義を育て、培い、守るものである

「東京都公民館資料作成委員会」による「三多摩テーゼ」(1974)

「あたらしい公民館像をめざして」

### 公民館の4つの役割

住民の自由なたまり場

無料

集団活動の拠点

独自性

住民にとっての「私の大学」

職員必置

文化創造のひろば

地域配置

### 公民館の7つの原則

自由と均等

豊かな施設設備

住民参加